

# パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と規制措置の現状

令和4年2月10日  
在パナマ大使館

## 新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前回比)
1週間の新規感染者数	—	32434 (-37057)
1週間の新規死亡者数	—	126 (+54)
検査陽性率	—	24.2% (-11.4)
実効再生産数(Rt)	1.0以下	0.67 (-0.62)
致死率	3%未満	1.1% (-0.1)
利用可能な病床数	20%以上	45% (-2)
利用可能なICU病床数	15%以上	55% (+3)
利用可能な人工呼吸器	—	79% (+1)

(出典:2月8日汎米保健機構発表)

## パナマへの入国措置の現状

### 政府観光局HP掲載の入国措置

1 2022年1月28日より、全てのパナマに入国しようとする方で、移動方法が空路・海路・陸路の別によらず、WHO、欧州医薬品局及び米国医薬品局が承認するワクチンを3回（Johnson & Johnsonは2回）接種し、証明カード又はデジタル証明を所持し、最後のワクチン接種から14日間以上が経過している方は、入国時の新型コロナウイルス検査陰性証明書の提示や入国後の隔離措置が免除されます。

2 衛生当局が指定する高リスク感染国・地域**以外**からパナマに入国する全ての方で、ワクチン3回接種が完了していない方は、72時間の有効期間がある認可された検査機関で実施された新型コロナウイルス検査陰性証明書（PCR検査又は抗原検査）又は空路、海路又は陸上での入国時に自己負担で行われた検査陰性証明書を提示することにより、到着後の隔離が免除されます。

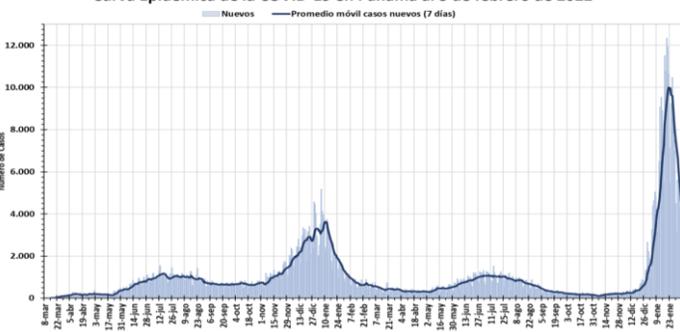
3 全てのパナマに入国する者は、電子健康宣誓書をパナマ行きの航空機搭乗に際し提示する必要があります。

リンク先：<https://www.panamadigital.gob.pa/RegistroPacoViajero>

4 過去15日以内に衛生当局が指定する高リスク感染国（注）に滞在又はトランジットを行った全ての方で、ワクチン3回接種が完了していない方は、72時間の有効期間がある認可された検査機関で実施された新型コロナウイルスの検査陰性証明書（PCR検査又は抗原検査）又は空路、海路又は陸上での入国時に自己負担で行われた検査陰性証明書を提示する必要があり、入国時に追加の検査を行い、自宅または衛生当局に認可されたホテルに本人の負担で、72時間の予防的検疫措置に服し、最後にPCR検査又は抗原検査で陰性となった場合は検疫措置が終了となります。（注）高リスク感染国：ケイマン諸島、バルバドス、アンギラ、ボネール島、ギリシャ、オーストリア、チェコ、エストニア、セルビア、ラトビア、リトアニア、スロベニア、ハンガリー、フェロー諸島、アイルランド、モンテネグロ、クロアチア、オランダ、スロバキア、ベルギー、ブルガリア、アルメニア、ウクライナ、ジャージー島、ジョージア、ガーンジー島、英国、ドイツ、南アフリカ共和国、ボツワナ、エスワティニ王国、レソト、モザンビーク、ナミビア、ジンバブエ、マラウイ（1月28日現在）

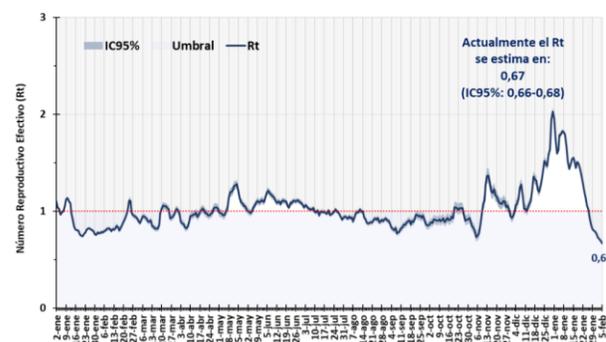
## 感染者数の推移

Curva Epidémica de la COVID-19 en Panamá al 5 de febrero de 2022



(出典:2月8日汎米保健機構発表)

## 実効再生産数(Rt)推移



(※現在、当該資料は汎米保健機構の発表のタイミングに合わせて更新しています。)